

資料 4 - 2

ワクチン接種緊急促進基金管理運営
要領（厚生労働省健康局長通知）

健発1126第8号
平成22年11月26日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の運営について

標記については、「平成22年度子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金の交付について」（平成22年11月26日厚生労働省発健1126第13号）をもって通知されたところであるが、今般、別紙のとおり「ワクチン接種促進基金管理運営要領」を定め、平成22年11月26日から適用することとしたので通知する。

なお、本通知については、速やかに管内市区町村に通知されたい。

ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領

第1 通則

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金により都道府県に造成された基金（以下「基金」という。）の管理、運用、取崩し等に係る事業（以下「基金管理等事業」という。）及び基金を活用して行われるワクチン接種緊急促進事業（以下「ワクチン接種緊急促進事業」という。）については、この要領の定めるところによるものとする。

第2 基金管理等事業

(1) 基金の設置

基金は、都道府県がこれを設置するものとする。

(2) 基金の設置方法

基金は、次の事項を条例等において規定するものとする。

- ① 基金の設置目的
- ② 基金の額
- ③ 基金の管理
- ④ 運用益の処理
- ⑤ 基金の処分

(3) 基金管理等事業の実施

① 基金管理等事業の実施計画の作成等

ア 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、第3の(1)に掲げるワクチン接種緊急促進事業に係る平成24年3月31日までの計画（以下「市町村計画」という。）を策定し、都道府県が別に定める日までに都道府県知事あて報告するものとする。

また、市町村は、市町村計画を変更した場合は、都道府県が別に定める日までに都道府県知事あて報告するものとする。

イ 都道府県は、市町村が策定した市町村計画について、必要に応じ調整を行い、平成24年3月31日までの基金管理等事業に係る計画（以下「都道府県計画」という。）を策定する。

ウ 都道府県は、市町村が市町村計画を策定するにあたり、あらかじめ市町村ごとの助成額の上限を提示することが出来るものとする。

また、都道府県は、都道府県計画の見直しに伴い、必要に応じて市町村ごとの上限を見直すことができるものとする。

② 基金の取崩し

都道府県は、都道府県計画の範囲内で、自らが行う基金管理等事業及び市町村が行うワクチン接種緊急促進事業に必要な経費を必要に応じ基金から取崩し、支出するものとする。

ただし、平成24年3月31日の翌日以降実施したワクチン接種緊急促進事業にかかる経費については、支出できないものとする。

③ 基金管理等事業に係る計画の見直し

都道府県は、市町村計画の変更により、必要に応じて都道府県計画を見直すこと

ができるものとする。

(4) 運用益の処理

基金の運用によって生じた運用益は、当該基金に繰り入れるものとする。

(5) 基金管理等事業の中止

都道府県は、基金管理等事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(6) 基金の処分の制限

基金（(4)により繰り入れた運用益を含む。）は、基金管理等事業及びワクチン接種緊急促進事業を実施する場合を除き、これを取崩してはならないものとする。

(7) 事業の終了

① ワクチン接種緊急促進事業は平成24年3月31日をもって終了とする。

また、基金管理等事業は平成24年3月31日が到来した時点で終了とし、その時点で基金を解散することとする。ただし、平成24年3月31日が到来した時点におけるワクチン接種緊急促進事業実施分の精算を目的として、必要に応じ、平成24年3月31日の翌日から起算して3ヶ月間を限度に基金管理等事業を延長することができる。（この場合は、精算手続が全て完了したうえで基金の解散を行うものとする。）

② 基金を解散する場合には、解散するときまでの基金の保有額、基金管理等事業に係る保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に別紙様式により報告し、その指示を受け、解散するときには有する基金の残余额を国庫に返還しなければならない。

(8) 精算

ワクチン接種緊急促進事業は、平成24年3月31日までの収支について精算することとする。精算にあたっては、保有額、基金管理等事業にかかる保管の状況等必要な事項を厚生労働大臣に精算時期の属する年の6月末までに別紙様式により報告し、その指示を受け、精算した残余金を国庫に返還しなければならない。

(9) 事業実施状況報告

都道府県は、毎年度、別に定めるところにより、別紙様式等により事業実施状況報告書等を厚生労働大臣に提出するとともに公表しなければならない。

第3 ワクチン接種緊急促進事業の実施

(1) ワクチン接種緊急促進事業の対象

ワクチン接種緊急促進事業は、ヒトパピローマウイルスワクチン（以下「子宮頸がん予防ワクチン」という。）、ヘモフィルスインフルエンザ菌b型ワクチン（以下「ヒブワクチン」という。）及び小児用肺炎球菌ワクチンを対象とし、事業の実施に当たっては、「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の実施について」（平成22年11月26日付健発1126第10号厚生労働省健康局長通知及び同日付薬食発1126第3号厚生労働省医薬食品局長通知の別紙「ワクチン接種緊急促進事業実施要領」（以下「実施要領」という。）を遵守するものであること。

(2) ワクチン接種緊急促進事業の実施主体

ワクチン接種緊急促進事業の実施主体は、市町村とする。

(3) 市町村が行うワクチン接種緊急促進事業に係る助成金の助成申請等

- ① 市町村は、ワクチン接種緊急促進事業を実施しようとする場合には、都道府県に対しワクチン接種緊急促進事業に係る助成金の助成申請を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。
- ② 都道府県は、市町村からワクチン接種緊急促進事業に係る助成金の助成申請を受けた場合には、審査を行い、当該申請内容が適正と認められた場合に、当該市町村に対し助成金の助成決定を行うものとする。
- ③ 都道府県は、②の助成決定に基づき基金を取崩しこれを一般会計に繰り入れた上で、市町村に対し助成金を助成するものとする。

(4) ワクチン接種緊急促進事業の中止

- ① 市町村は、ワクチン接種緊急促進事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- ② 都道府県知事は①の報告を受けた場合は、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(5) 事業実施報告

市町村は、毎年度、ワクチン接種緊急促進事業の事業実施報告を都道府県知事が定める様式により、都道府県知事に提出しなければならない。

第4 助成額の算定方法

基金管理等事業及びワクチン接種緊急促進事業の助成額は、次により算出するものとする。ただし、算出された合計額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

- (1) 次の表の第2欄に定める種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と、当該種目ごとの総事業費から寄付金その他収入額及び実費徴収額を控除した額とを比較して少ない方の額に第5欄に定める補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。
- (3) なお、第3欄に定める種目ごとの基準単価については、別途通知する。

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
ワクチン接種緊急促進事業	子宮頸がん等ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン)	次により算出した額の合計額 (1) 子宮頸がん予防ワクチン 基準単価×延べ接種回数×0.9 (2) ヒブワクチン 基準単価×延べ接種回数×0.9 (3) 小児用肺炎球菌ワクチン 基準単価×延べ接種回数×0.9	子宮頸がん等ワクチン(子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン)接種に要する経費(区分に示す事務費を除く)	1/2
事務費	市町村事務費	都道府県知事が必要と認めた額	ワクチン接種緊急促進事業に関する事務のために必要な職員手当(時間外勤務手当に限る)、共済費(賃金に係る社会保険料)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料、賃借料、保険料	1/2
	都道府県事務費	5,720千円	基金管理等事業に関する事務のために必要な職員手当(時間外勤務手当に限る)、共済費(賃金に係る社会保険料)、賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費及び光熱水費)、役務費(通信運搬費、手数料)、委託料、使用料、賃借料	1/2

第5 基金管理等事業及びワクチン接種緊急促進事業を実施する場合の助成等の条件
基金管理等事業及びワクチン接種緊急促進事業を実施する場合には、次の条件が付されるものとする。

(1) 都道府県が基金管理等事業を実施する場合

- ① 基金管理等事業に使用しなければならない。
- ② 基金管理等事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この基金管理等事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ③ 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- ④ 基金管理等事業により取得し、又は効用の増加した財産については、基金管理等事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑤ 基金管理等事業にかかる予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、基金管理等事業にかかる歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をワクチン接種緊急促進事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

(2) 市町村がワクチン接種緊急促進事業を実施する場合

都道府県は、市町村が実施するワクチン接種緊急促進事業に対して、この基金を財源の一部として助成金を助成する場合には、次の条件を付さなければならない。

- ① ワクチン接種緊急促進事業に要する各区分ごとの経費の配分については、変更してはならないものとする。
- ② ワクチン接種緊急促進事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ③ ワクチン接種緊急促進事業を中止し、又は廃止する場合には、都道府県知事の承認を受けなければならない。
- ④ ワクチン接種緊急促進事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした調書を作成するとともに、ワクチン接種緊急促進事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類をワクチン接種緊急促進事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- ⑤ ワクチン接種緊急促進事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、このワクチン接種緊急促進事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはならない。
- ⑥ 都道府県知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑦ ワクチン接種緊急促進事業により取得し、又は効用の増加した財産については、ワクチン接種緊急促進事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- ⑧ ワクチン接種緊急促進事業により健康被害が生じた場合に対応するため、予防接

種行為に起因する事故への補償を含む予防接種事故賠償補償保険に加入するものとする。

- ⑨ ワクチン接種緊急促進事業による副反応について、実施要領に基づき報告が行われるための措置が講じられている事業であること。
- ⑩ 市町村が①から⑨により付した条件に違反した場合には、この助成金の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。
- ⑪ ⑤により付した条件に基づき、都道府県知事が財産の処分を承認する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) (2)の⑥により付した条件に基づき市町村から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(4) (2)の⑩により付した条件に基づき市町村から納付させた場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

第6 その他

- (1) 都道府県は、市町村が行うワクチン接種緊急促進事業に係る助成金の助成申請及び助成決定の事務に係る手続き等の助成要綱を定め、実施するものとする。
- (2) 都道府県は管内市町村、関係団体等に当該基金管理等事業及びワクチン接種緊急促進事業の趣旨について十分な説明を行うとともに、市町村との連携を十分に行い、事務処理に遺漏のないよう取り扱われたい。

(別紙様式)

番 号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

厚生労働大臣 〇〇 〇〇 殿

都道府県知事 〇〇 〇〇

平成〇〇年度ワクチン接種緊急促進基金管理運営要領に基づく事業実施状況報告について

1 基金保管実績

(平成22年度交付分)

基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
	円	円	円	円	円
ワクチン					
事務費					
合計額					

(注1) 平成22年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(平成23年度交付分)

基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
	円	円	円	円	円
ワクチン					
事務費					
合計額					

(注1) 平成23年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」とすること。

(注2) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

(合計)

基金の 保有区分	年度当初 保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	年度内支出額 (C)	要国庫返納額 (D)	年度末保管額 (A+B-C-D)
	円	円	円	円	円
ワクチン					
事務費					
合計額					

(注1) 平成22年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金設置当初保管額」とすること。

(注2) 平成23年度にあつては、「年度当初保管額」は「基金追加当初保管額」を含む。

(注3) 要国庫返納額(D)には、精算により国庫に返納する場合に記載

2 基金運用実績

(平成22年度交付分)

基金の保有区分	運用益		合計額
	平成 年度	平成 年度	
	円	円	円
ワクチン			
事務費			
合計額			

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(平成23年度交付分)

基金の保有区分	運用益		合計額
	平成 年度	平成 年度	
	円	円	円
ワクチン			
事務費			
合計額			

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

(合計)

基金の保有区分	運用益		合計額
	平成 年度	平成 年度	
ワクチン	円	円	円
事務費			
合計額			

(注1) 基金の保有形態別に記入する他、内訳を添付すること。

(注2) 「運用益」欄の「平成 年度」欄が足りない場合は適宜欄を追加すること。

3 基金の解散年月日（中止又は廃止も含む）

基金の 解散・中止・廃止 年 月 日	平成 年 月 日
--------------------------	----------

4 事業実施状況

(1) ワクチン接種緊急促進事業

① ワクチン接種実績（平成22年度分）

ア 子宮頸がん予防ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
小学校6年生 (12歳相当)			
中学校1年生 (13歳相当)			
中学校2年生 (14歳相当)			
中学校3年生 (15歳相当)			
高校1年生 (16歳相当)			
高校2年生 (17歳相当)			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙1の「子宮頸がん予防ワクチン」のa～cと一致すること。

イ ヒブワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙1の「ヒブワクチン」のa～cと一致すること。

ウ 小児用肺炎球菌ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙1の「小児用肺炎球菌ワクチン」のa～cと一致すること。

② ワクチン接種実績（平成23年度分）

ア 子宮頸がん予防ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
小学校6年生 (12歳相当)			
中学校1年生 (13歳相当)			
中学校2年生 (14歳相当)			
中学校3年生 (15歳相当)			
高校1年生 (16歳相当)			
高校2年生 (17歳相当)			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙2の「子宮頸がん予防ワクチン」のa～cと一致すること。

イ ヒブワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙2の「ヒブワクチン」のa～cと一致すること。

ウ 小児用肺炎球菌ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙2の「小児用肺炎球菌ワクチン」のa～cと一致すること。

③ ワクチン接種実績（合計）

ア 子宮頸がん予防ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
小学校6年生 (12歳相当)			
中学校1年生 (13歳相当)			
中学校2年生 (14歳相当)			
中学校3年生 (15歳相当)			
高校1年生 (16歳相当)			
高校2年生 (17歳相当)			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙3の「子宮頸がん予防ワクチン」のa～cと一致すること。

イ ヒブワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙3の「ヒブワクチン」のa～cと一致すること。

ウ 小児用肺炎球菌ワクチン

対象年齢	対象者数 (人)	接種実績	
		延べ接種 回数	被接種者数
2か月齢～7か月齢 未満			
7か月齢～12か月齢 未満			
1歳			
2歳			
3歳			
4歳			
合計	(a)	(b)	(c)

注1) 「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。

注2) a～cは別紙3の「小児用肺炎球菌ワクチン」のa～cと一致すること。

子宮頸がん予防ワクチン

市町村名	小学校6年生(12歳相当)					中学校1年生(13歳相当)					中学校2年生(14歳相当)					中学校3年生(15歳相当)					高校1年生(16歳相当)					高校2年生(17歳相当)				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数															
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)															

注1)「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a～cは、4(1)①のa～cと一致すること。

ヒブワクチン

市町村名	2か月齢～7か月齢未満					7か月齢～12か月齢未満					1歳					2歳					3歳					4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a～cは、4(1)①のa～cと一致すること。

小児用肺炎球菌ワクチン

市町村名	2か月齢～7か月齢未満					7か月齢～12か月齢未満					1歳					2歳					3歳					4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a～cは、4(1)①のa～cと一致すること。

子宮頸がん予防ワクチン

市町村名	小学校6年生(12歳相当)					中学校1年生(13歳相当)					中学校2年生(14歳相当)					中学校3年生(15歳相当)					高校1年生(16歳相当)					高校2年生(17歳相当)				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数															
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)															

注1)「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)②のa~fと一致すること。

ヒブワクチン

市町村名	2か月齢~7か月齢未満					7か月齢~12か月齢未満					1歳					2歳					3歳					4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)②のa~cと一致すること。

小児用肺炎球菌ワクチン

市町村名	2か月齢~7か月齢未満					7か月齢~12か月齢未満					1歳					2歳					3歳					4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)②のa~cと一致すること。

子宮頸がん予防ワクチン

市町村名	小学校6年生(12歳相当)					中学校1年生(13歳相当)					中学校2年生(14歳相当)					中学校3年生(15歳相当)					高校1年生(16歳相当)					高校2年生(17歳相当)				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数															
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)															

注1)「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)③のa~cと一致すること。

ヒブワクチン

市町村名	2か月齢~7か月齢未満					7か月齢~12か月齢未満					1歳					2歳					3歳					4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)③のa~cと一致すること。

小児用肺炎球菌ワクチン

市町村名	2か月齢~7か月齢未満					7か月齢~12か月齢未満					1歳					2歳					3歳					4歳				
	対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績		対象者数 (人)	接種単価 (円)	助成費 (1回あたり) (円)	接種実績	
				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数				延べ接種 回数	被接種者数
計	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)	(a)			(b)	(c)

注1)「被接種者数」欄は、1回目に接種した者の数を記入すること。
 注2)a~cは、5(1)③のa~cと一致すること。